

## 「(仮称)沼津駅付近鉄道高架事業に関するP I委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 沼津駅付近鉄道高架事業に関するパブリックインボルブメント(以下 P I)のプロセスの透明性、客観性及び公正性を確保することを目的に P I 実施計画の策定並びに P I への助言及び監視・評価を行う第三者の有識者委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について実施する。

- (1) P I 実施計画の策定
- (2) P I への助言及び監視・評価
- (3) その他必要事項

(第三者性)

第3条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事項が完了するまでとする。

(構成)

第5条 委員会は、委員長が招集し運営する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めないものとする。

3 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(委員長)

第6条 委員会は、委員長を置くものとする。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、任期終了後も同様とする。

(公開)

第8条 委員会は、特段の理由がある場合を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、静岡県交通基盤部都市局街路整備課及び沼津土木事務所都市計画課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。